

〔質問〕重症心身障害児施設には、なぜ、「障害程度区分」が適用とならないのですか。どういう基準になっているのか、説明してください。

〔回答〕後段から説明します。

重症児施設は、「措置費」に代わって、平成18年10月から「障害児施設給付費」が支給されます。

支給割合は9割です。残りの1割は、児童の保護者が支払うことになります。(児童福祉法第24条の2第2項)

この障害児施設給付費の支給は、どうして決めるのかは、児童福祉法第24条の3に規定されています。以下の条文です。

「障害児の保護者は、前条第1項の規定により障害児施設給付費の支給を受けようとするときは、障害児施設支援の種類ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、**都道府県に申請**しなければならない。

第2項 都道府県は、前項の申請が行われたときは、当該申請に係る**障害児の障害の種類及び程度、当該障害児の介護を行う者の状況、当該障害児の保護者の障害児施設給付費の受給の状況その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して、障害児施設給付費の支給の要否を決定するものとする。**

第3項 前項の規定による決定を行う場合には、児童相談所長の意見を聴かなければならない。」

ここで明らかなことは、都道府県の調査によって、支給決定をするか、しないかの認定が行われることになります。

障害者自立支援法の「介護給付」のように6区分による「障害程度区分」はしないということになります。

ここから、前段の説明に入ります。

12月26日の全国障害保健福祉関係主管課長会議の配布資料から、そのまま引用します。

「障害児の障害程度区分については、発達途上にあり障害の状態が刻々と変化することや、乳幼児については通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なこと等検討課題が多いことから、今回は設けないこととしている。

しかしながら、三年後の障害児施策の見直しに向け、障害程度区分を開発することは重要な課題と考えており、今後、国内外の知見をふまえつつ、まずは指標の開発など検討を進めてまいりたいと考えているところである。

なお、18年10月からは、サービス内容も変わることから、支給決定の手続きについては来春に開催される課長会議にお示しできるよう有識者の意見を伺い

ながら検討を進めているところである。」

つまり、障害児施設における障害程度区分の重要性は認識しているので、五年後の実施を目途に、三年以内に方向性を明確にしたいとの意向だと理解しました。

在宅の重症児(者)が、障害者自立支援法の「介護給付」の適用を受ける時には、「障害程度区分」が前提となって、支給決定が行われることとなりますので、施策の公平性や透明性からも近い将来、障害児施設にも「障害程度区分」の適用があり得ると考えられます。

(平成17年12月28日 山崎國治記)